

広 報 ま じ ゃ だ い

昭和47年10月10日発行

第156号

東頸城郡松代町公民館
館長 関谷昭平
電話 松代 301番

印刷 松代印刷所

昭和四十六年度会計決算の承認

教育委員の任命の同意など

町議会第三回定例会から

決算規模は

四六年度決算規模は、次のとおりであります。

歳入 六億一〇三六万一千円

(前年度 四億六三三万八千円)

歳出 五億七三七万七千円

(前年度 四億三一九万九千円)

昭和46年度の決算

前年度と比べると、才入一億四六七万八千円、三・七%(前年度二四・一%)、才出一億四〇八万八千円、三二・五%(前年度二二・九%)と前年度伸び率を大巾に上回りました。

このことは、才入前では前年度に引続く経済状況による自然増及び地方交付税の増並びに地方債の伸び等が主因であり、才出面では生活産業基盤の整備に意を注いだ結果であると考えられます。

決算収支は

四六年度の才入才出差引額は、三六五七万四千円(前年度三〇六一万一千円)の形式黒字で、繰越明許費繰越額五四〇万二千円を差し引いた実質収支では、二五二〇万九千円)であります。差引単年度収支は一一三六万五千円となり、決算年度中の変動として、基金(建設機械施設)へ一〇〇〇万円の積

第1表

① 実質収支

年度	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	繰越すべき財源 翌年度へ繰越すべき財源 明許繰越額	実質収支
46	610,361	573,787	36,574	0	36,574
45	463,580	432,969	30,611	5,402	25,209
比較	146,781	140,818	5,963	△5,402	11,365

② 実質単年度収支

年度	前年度 実質収支額	本年度 決算年度 実質収支額	単年度収支	積立金	積立金と りずし額	実質 単年度 収支
46	25,209	36,574	11,365	10,000	0	21,365
45	17,580	25,209	7,629	10,584	0	18,213
比較	7,629	11,365	3,736	△584	0	3,152

立金を行い、これらを調整した四六年度実質単年度収支は二一三六万五千円(前年度一八二二万三千円)の黒字となっております。(第一表)

なお、第一表では加算されていませんが、昭和四六年度において

土地開発基金設定のための繰出金二二〇〇万円をもって積立てであるので、これを加算するとすれば四三三六万円の黒字となるものがあります。

特別会計決算総括

◎国民健康保険特別会計

才入 一四八、二二五、五五九円
才出 一四〇、二〇一、二八九円
差引残額八、〇一四、二七〇円

◎国保診療施設特別会計

才入 一七、八七五、三〇三元
才出 一七、八〇五、六二〇円
差引残額 六九、六八三元

◎簡易水道特別会計

才入 四、九一五、二三四円
才出 三、四五〇、二二四円
差引残額一、四六五、〇二〇円

◎農業共済特別会計

才入 一七、六八二、五四〇円
才出 一四、五〇三、四五〇円
差引残額三、一七九、〇九〇円
(差引残額のうち、国民健康保険特別会計から四、〇〇八、〇〇〇円は基金繰入、ほかはすべて昭和47年度会計に繰越)

◎総合計(一般会計を含む)

才入 七九九、〇四九、八三九円
才出 七四九、七四七、二八一円
差引残額四九、三〇二、五五八円

お金はこんなところに使われました

46年度主要事業

総務課関係

- 。農山村総合センター建設 四、六五三 万円
- 。消防施設整備 八九一 万円
- 。雪上車整備(一台分負担金) 五九 万円
- 。雪中交通対策 四三三 万円
- 。マイクロバス・ジープ購入 二八一 万円
- 。公営住宅敷地買収 三九三 万円
- 。町議・県議・参院選挙 三七七 万円
- 。大学奨学金 一二〇 万円

産業課関係

- 。ゴミ処理場建設(負担金) 三二〇 万円
- 。児童遊園地整備 一五四 万円
- 。老人対策事業(補助金) 二三二 万円
- 。国保会計へ繰出 三七〇 万円
- 。補助農道開設及び舗装費(萱場線他) 三、七六六 万円
- 。町単農道助成(松代秋葉山農道他11路線六、三九九m) 一、二七一 万円
- 。農地・農業用施設災害復旧(昭和44年度災害) 二、六九四 万円
- 。たばこ耕作助成・養蚕養蠶奨励 三一 万円
- 。農業構造改善 一七三 万円

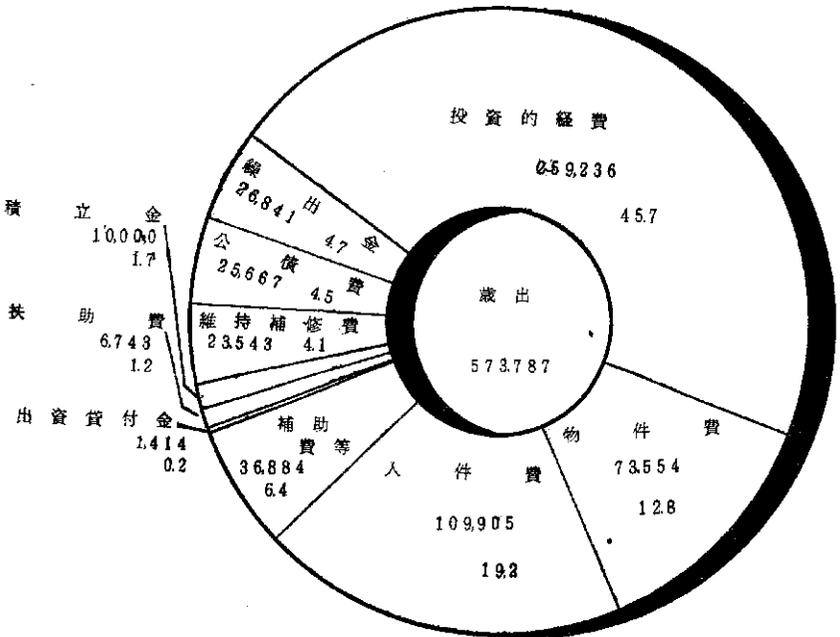
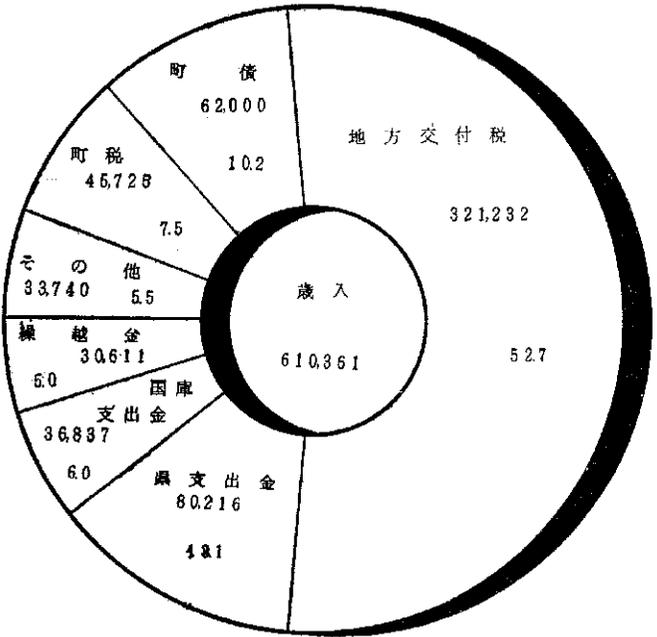
教育委員会関係

- 。道路維持(敷砂利・雪中道踏等) 一、二七六 万円
- 。道路新設改良(道路改良・過疎・辺地対策事業等) 四、二八七 万円
- 。町単土木災害復旧 一、一〇六 万円
- 。補助土木災害復旧 三八七 万円
- 。建設機械施設運営 一、六〇二 万円
- 。教員住宅建設(2棟4戸) 七四五 万円
- 。町民プール建設(第2号) 一、五八七 万円
- 。総合グラウンド建設(継続) 九三 万円
- 。学校敷地買収(室野小・下山分校) 二七一 万円
- 。学校営繕 四二一 万円
- 。教材備品整備 七〇五 万円

社会課関係

- 。蒲生保育所増築 二三五 万円
- 。危険物処理施設(運搬車購入等。) 一八四 万円

性質別決算状況



9月20日から会期2日間にわたり開催された 町議会の議決状況は次のとおり

議第1号 新潟県町村職員退職手当組合規約の変更について。

議第2号 新潟県町村人理事務組合を組織する地方公共団体の数の増加および規約の変更について。

議第3号 新潟県旧市町村職員恩給組合資産管理組合規約の変更について。

(議決・説明省略)

議第4号 寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。(従前の条例による寒冷地手当支給の在職基準日は8月31日を8月1日に改めることを議決)

議第5号 松代町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。(学校無人化により、町立小中学校に勤務する職員(入用職員)で、無人校舎の巡視警備に従事するものに、特殊勤務手当として月額二千円をこえない範囲で任命権者が定めて支給することを定めたもの。八月一日から適用。議決)

議第6号 農道桐谷線開設工事の変更について。(契約の工事費金額七四〇万円を一、二九三万五千元に変更する。議決)

議第7号 松代町選挙管理委員会委員ならび補充員の選挙について。(地方自治法第八十一条により普通地方公共団体に選挙管理委員会を置くことが規定され、委員は四人をもって組織することになっており、同法第八十二条で、委員は選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、普通地方公共団体の議会において選挙することになっていて、補充員についても同じ。)

選挙の結果は、次のとおり
委員
米持 堯 室野

小堺 重忠 蒲生
小堺 長平 蓬平
宮沢 正臣 松代
補充員
牧田 清一 峠

中村 悌一 田代
柳 武 松代
若井 武徳 松代

議第8号 教育委員会委員の任命について。(九月三十日任期満了による教育委員の後任を任命することについて、議会の同意を求めたもので、次のとおり議会の同意を得た。
富沢清次・再任
西潟正雄・

教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条で、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになっている。同法第五条で教育委員の任期は四年と定められている。なお市町村の教育長の任命は、同法第十六条第三項の規定により市町村教育委員会が、都道府県の教育委員会の承認を得て任命することになっている。

議第9号 昭和47年度一般会計補正予算(第6号)

(才入・才出それぞれ九五五万一千円を追加し予算総額七億八千七百一十円とする)を議決。
主なもの、「才入」地方交付税七八九万六千円。国庫支出金のうち、教材費二六万五千円、教員住宅建設費四二万三千円、学校無人化設備費三九万四千円。県支出金のうち、季節出稼者就職促進費二六万六千円。
「才出」簡易水道事業特別会計繰入金八五万円、集团的生産組織事業補助金(農業振興費)三十一万六千円、町単災害復旧事業補助金(農地費)五〇万円、十日町海老東川線・田野倉松代線県道昇格測量費二二九万八千円、学校修繕費六七万五千円、学校無人化施設設備費一九九万円。

43～46 主要経費決算状況

種別	昭和46	昭和45	昭和44	昭和43
1. 議総	9,127	8,058	7,306	6,884
2. 民衛	143,806	73,013	58,776	79,740
3. 衛生	37,497	27,187	14,783	15,472
4. 農林	14,241	8,654	8,148	7,741
5. 農土	81,131	70,124	68,860	57,608
6. 農土	94,166	52,374	53,845	55,709
7. 農土	20,102	18,867	11,890	12,278
8. 教公	93,808	81,897	83,747	129,830
9. 教公	26,544	23,230	20,175	16,100
10. 教公	53,365	69,565	27,616	20,851
合 計	573,787	432,969	355,146	402,213

教材用備品購入費九十九万六千円
公民館・総合センター運営費六二万五千円、町単土木施設災害復旧費三四万円)

議第10号 昭和47年度松代町松代簡易水道事業特別会計補正予算(第一号)、(才入・才出とも)にそれぞれ八五万円を追加し、予算額四八七万七千円とする)を議決。内容「才入」一般会計から繰入八五万円、「才出」広域消防施設水道工事八五万円)を議決。

議第11号 松代町特別会計農業共同事業補正予算。(才入・才出とも)にそれぞれ二七万八千円を追加、予算額二、一五二万円とする)を議決。
議第12号 昭和46年度一般会計・特別会計決算の承認について。(承認、一般会計決算及び特別会計決算。特別会計については説明省略)

国民健康保険強調月間です

10月1日
～10月31日

被保険者のみなさん、忙しい秋のとり入れも大づめをむかえ、大変おつかれのことと思います。新潟県では例年のとおり10月1日から31日までを「国保強調月間」とし、国保事業の内容を知っていただき保険税や一部負担金の完納をはかることになりましたので御協力くださるようお願いいたします。

● 国民健康保険の主な仕事と経費

国民健康保険は、みなさんが病気やけがをされたときの医療費の支払いと、出産、育児、葬祭の費用の一部を支給するほか、病気の予防や健康保持増進のため保健婦が家庭訪問や看護指導等を行うことを仕事としております。このような事業を行なうために必要な経費の約5割は国の補助金で、残りは一部負担金と不足分を保険税でまかなっております。

松代町国民健康保険では最近4ケ年間の実績と47年度の見込みは下表のとおりです。

● 保険税及び一部負担金は納期限内に必ず完納を

以上のような計算により保険税をお願いしてありますので是非とも期限内に納入してください。又、一部負担金は医者にかかったたびに医療機関の窓口で支払うことになっておりますが、東頸城郡は特別な事情を認められてあとで町国保へ支払うようになっておりますから、納期限までに必ず納めてください。

● 医者にかかるときは被保険者証（受診証）を忘れずに

医者にかかるときは被保険者証をもって行かないと医療費の全額を個人負担しなければなりませんから忘れずに持参してください。町内のお医者さんにかかるときも必ず持参しなければならないことになっております。

● 被保険者の異動は14日以内に

転入、転出、出生、死亡、社会保険加入、脱退又は生活保護の開始、廃止などにより国保の被保険者資格を取得したり又は喪失したときは、世帯主はその事実を生じた日から14日以内に被保険者証と印かんを持って役場社会課又は支所の窓口へ届けでてください。

● 松代町国保の状況 (43年度～46年度は決算額、47年度は予算額です)

年度	年間平均		国民健康保険税		一部負担金		国庫補助金		保険給付費		保険給付費に対する割合			任意給付1件当り支給額		
	世帯数	被保険者数	総額	被保険者1人当り	総額	被保険者1人当り	総額	被保険者1人当り	総額	被保険者1人当り	保険税	一部負担金	国庫補助金	助産費	育児手当金	葬祭費
43	1,840	8,202	21,628	2,637	23,534	2,869	42,014	5,122	82,710	10,084	26.1	28.5	50.8	3,000	1,800	3,000
44	1,831	8,004	24,342	3,041	27,016	3,375	56,094	7,008	94,165	11,765	25.9	28.7	59.6	3,000	1,800	3,000
45	1,809	7,718	28,813	3,733	33,764	4,375	65,283	8,459	119,827	15,526	24.0	28.2	54.5	10,000	1,800	3,000
46	1,740	7,293	34,584	4,742	34,480	4,728	67,849	9,303	125,963	17,272	27.5	27.4	53.9	10,000	1,800	5,000
47	1,721	7,062	37,862	5,361	44,112	6,246	75,725	10,723	156,271	22,128	24.2	28.2	48.5	10,000	1,800	5,000

☆ 国民健康保険加入世帯及び被保険者数は年々少なくなっていますが、保険給付費はこんなに増加しています。このため一部負担金や国庫補助金も多くなっていますが、不足額を補うために、保険税や一般会計よりの繰入金を増加しなければならないことを御理解のうえ、一部負担金や保険税は未納されないよう御協力ください。

米生産調整奨励補助金の概算金が支払われました

八月十一日付農協貯金口座に

2,777万2,720円

米の生産調整は今年度で三年目を迎え、きびしい状況下にもかかわらず、御協力下さいまして誠にありがとうございました。お陰様にて調整計画もまとも、七月一日より現地の確認を実施しその調整数量に対して概算金が農協の各自の貯金口座に振込み支払いされました。調整補助金の額は前年度と同額の毎当六八円です。今回の概算金は六割に当たる毎当四〇円の割合で支払われました。残りの四割分については十二月中に精算払いされる予定です。尚この調整補助金の他に、町が農家毎に配分した数量を上廻って調整された農家に、特別に協力交付金として調整数量に対し毎当一〇円が支払われる予定です。

移動消費生活センターを開催

県では市町村と共催し県下10公場で移動消費生活センターを実施しております。その一会場として次のとおり当町で開催されます。あなたもご参加下さい。

「目的」

この事業は県消費生活センターが各市町村を巡回して、その平常行なう業務を実施することにより地域消費者の保護および啓発を行なうことを目的とする。

「実施内容」

1. 消費生活相談。
 2. パネル展示。
 3. ぐらしのコンテスト。(消費生活についてのクイズ、7問以上正解者には粗品進呈)
 4. ぐらしの一日教室。
- (1) 消費生活について。
 - (2) 町の消費者行政について。
 - (3) 県民相談について。
 - (4) 苦情相談について。

(反当約四千元)割当を下廻った方には支払われませんが、今年度は松代町の全実施農家が配分を上廻っておりますので総額で約七〇〇万円が十二月か一月中に支払われる予定です。

◎来年度以降の米生産調整については次の通り実施される見込みです。お知らせいたします。

△単純休耕(田に何も植付ないで休んでいるもの)は四八年度で終了します。あと一年限りです。

△永年転作休耕(杉桐桑ブドウ等作付)は五〇年度まで続きます。あと三年間あります。

△普通転作休耕(野菜豆類タバコ等作付)は五〇年度まで続きます。あと三年間あります。

又、米の生産調整と関連して、政府に売る米の限度が決められ、同じ様な通知が三回も役場より出さ

れておりますが、それは次の様な理由で出されたもので、間違いない様にお願致します。

△第一回通知(三月)

政府に売り渡す米の最高限度を資料に基いて機械的に算出し農家毎に通知したものです。

△第二回通知(六月)

第一回の通知数量に対し農家毎に増反又は減反され限度量が余ったり、足りなかったりした農家がお互にやりとりし変更した後の数量以上予約は出来ません

△第三回通知(九月)

決定限度量内で農家が予約された俵数に対し、政府が買受を承諾した通知です。この数量に対して予約金が支払われました。

限度量以下で予約された場合は余りますが余った数量は無効となります。又もし三回目の指示量だけ出せない方は指示された日より一ヶ月以内に役場へ届け出て下さい(指示用紙裏面参照)

詳細については役場産業課へお尋ね下さい。(産業課)

国民の生活に結びついて、広くご利用いただいている郵便貯金は年々順調な増加を続け、その貯金高は10兆円をこえる巨額に達しています。

この貯金は、国の財政投融资の一環として運用され、国民福祉の向上に關係の深い住宅建設の促進、公害の防止、生活環境施設の充実、農林漁業、中小企業の近代化、文教施設の拡充および道路、空港、鉄道の建設など社会資本の充実にたいへん役立っています。

豊かな暮を作り、明るい社会を築いていくためには、財政投融资の大きな資金源である郵便貯金の働きがいっそう必要であります。

(期間)

昭和47年10月1日～10月31日

(推進機関)

- (1) 主催 郵政省
- (2) 後援 大蔵省他省・庁・公社・公庫・公団等30機関。
- (3) 協賛 貯蓄増強中央委員会・日本商工会議所等12団体

(総務課)

住みよい社会をつくる

郵便貯金奨励運動

ただいま、次の要綱で「住みよい社会をつくる郵便貯金奨励運動」が実施されております。みなさんの郵便貯金に対する理解とご支援をお願いいたします。

(要綱)

スプレーは危険物へ

ゴミの中には絶対入れるな!!

鍮の頭のボツを指で押すだけで中から圧縮した液体が勢い良くシューッと出るスプレーは、簡易で便利なのか、殺虫剤、化粧品、外用薬、防水剤からライター、ガスなど、ヘアスプレー、トクホンダツシユ、ワイパー、ニス、ニス等多種多様なスプレーが出まわり、家庭で使用されていますが、スプレーは熱すると爆発するので非常に危険ですから取扱いは充分注意

して下さい。
先日も大島のゴミ処理場で松代町から出たゴミの中にあつたスプレーが爆発して作業員がケガをするさわぎがありました。
スプレーの容器は金属類ですのでゴミの中へは絶対に入れて出さないで危険物収集の際に出して下さい。又、危険ですから自分で燃すようなことは絶対にしないで下さい。

昭和四十年四月一日以降 公務扶助料等失権者に

特別弔慰金を支給

該当する者

昭和四十七年四月一日現在で弔慰金受給者がいて、昭和四十年四月一日から昭和四十七年四月一日までの間に公務扶助料又は遺族年金の受給権を失権して、現在その戦没者の関係で扶助料、年金、弔慰金、特別弔慰金等を受けていない遺族。

支給の順位

- (一) 弔慰金受給者
ただし、戦没者の妻（婚姻届が未届）が弔慰金受給後現夫と事実婚している場合は除く。
 - (二) 弔慰金受給者がいない場合戦没者の子。
 - (三) 戦没者と生計関係を有していた戦没者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹。
 - (四) 戦没者と生計関係を有していなかった戦没者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹。
- ただし昭和四十七年四月一日現在において次の各号に該当する者は除く。
- ① 日本の国籍を有しない者。
 - ② 離縁によって戦没者との親族関係が終了している者。
- 以上の(一)から(四)までの順位で特別

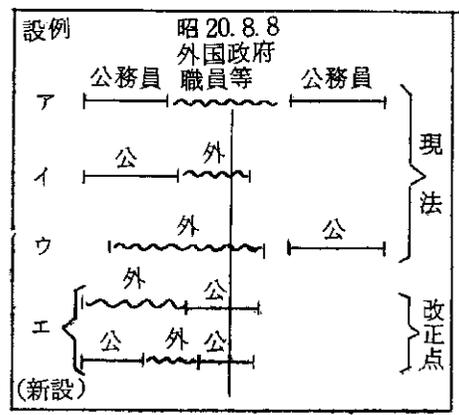
弔慰金（三万円の国債）を受けることができずから、該当すると思われる方は社会福祉係へご連絡下さい。

戦前、戦中の

外国政府職員

通算年の拡大（恩給）

外国政府職員・外国特殊法人職員または外国特殊機関職員として昭和二十年八月八日まで在職していたことが条件となっていたが、同日前に外国政府職員等から引き続き公務員として、次のように在職していた者にも通算することになりました。



。次の在外公社等の職員期間が、外国特殊機関の職員とし、その在職期間を公務員の在職年に通算することになりました。

- ア、旧満州拓植公社職員
- イ、 特産専管公社職員
- ウ、 農産公社職員
- エ、 農地開発公社職員
- オ、 畜産公社職員

特別障害年金を支給

本邦等勤務の軍人

準軍人の傷病者に

昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日までの間に本邦、樺太、千島列島、朝鮮、満州、台湾などに在隊し、日華事変に関する勤務に関連して傷病にかかり、これによって昭和四十七年十月一日現在の不具廃疾の状態が第五款症以上であるときは、その程度に応じた特別障害年金を支給することになりました。

なお、昭和十六年十二月八日以降の太平洋戦争期間中の者に対しては、昭和四十六年十月一日からすでに特別傷病恩給が支給されています。

役所仕事の不平不満

行政相談週間

：気軽にご相談下さい：

お役所仕事で次のようなことでお困りの方は気軽にご相談下さい。相談は無料です、秘密は厳守いたします。

- 一、 テキパキやってもらいたい。
- 一、 不親切なめにあった。
- 一、 納得できない。
- 一、 どうにかしてもらいたい。
- 一、 どうしてよいかわからない。
- 一、 こうすればよい。

H時と場所

- 十月十六日午前十時～午後三時
蒲生公民館で。
 - 十月二十日午前十時～午後三時
奴奈川支所で。
 - 十月二十四日午前十時～午後三時
松代町総合センターで
- 担当行政相談委員 佐藤秀雄

出稼は必ず役場を通じて

— 縁故出稼は住所だけでも職業係へ —

近頃（十月上旬）毎日各会社が役場に来て季節労働者の選考を行っています。多い時は十社も重なる日があり、求人はいくらでも松代町では、ともすれば暗いイメージになりがちな出稼をなんとか明るくしたいと考えております。

雇用条件の相違などは職安と連絡

をとったり、その他出稼についての相談に際したり、帰省バス、町の情報の送付など出稼中も何かと連絡を密に行きたいと思えますので、出稼に出る場合は役場を通じて出るようにして下さい。縁故出稼の場合は住所だけでも職業係に知らせて下さい。

〒九四二 上越市港町

直江津海上保安署

電話（〇二五五四）二一三八〇一

役場の職業係にパンフレットがありますからご利用下さい。

戸籍の窓口から

（担当 戸籍住民登録係）

九月受付分（受付順）

二けつこん
おめでとう



柳 孝次郎・小島 君江（孟地）

おたんじょう
おめでとう



関谷 幸江 父昇 二女（菅刈）
母ミチ子

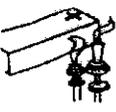
小島 秋子 父寅 一三女（犬伏）
母フサエ

小山 葉子 父徳 康長女（桐山）
母カツミ

柳 明美 父嘉市郎 長女（菅刈）
母律子

佐藤 学 父教 美二男（室野）
母房子

おくやみ
（死亡）



小島 トメ 七九才（犬伏）

石沢 常作 七六才（海老）

柳 良作 七四才（松代）

関谷 好松 六四才（松代）

小山 鉄城 三十才（桐山）

関谷 トリ 七六才（松代）

堀川 一恵 六九才（福島）

町の人口 九月底日現在

男 四、四三五人

女 四、五二三人

計 八、九四八人

世帯数 二、一四四世帯

男なら海へ

海上保安大学校 学生募集

楽しい学生生活

海上保安大学校は瀬戸内海の呉湾に臨む呉市郊外の一角に、海上保安学校は舞鶴湾にそそり立つ秀峰青葉山を仰ぐ舞鶴市郊外にあり、いづれも山紫水明の環境にあります。学生はここに意義ある青春を満喫し、勉学に励むのです。

学生寮の生活は、教官の指導の下に、学生の自治によって運営されており、この寮生活で団体自治を体得するとともに、将来の職場において必要な人間関係の基礎となる協同の精神を養います。また長い人生の喜びも悲しみも分かち合う「友情」はこの間の生活に芽生え、その絆を固くするのです。

課外活動も盛んに行われます。課外活動は学生の趣味などを生かしたものであり、放課後や休日を利用して、学生が自主的に行ないます。

（なお、燈台課程の学生は全員自動車部に入り、自動車の運転ができるようになります。）

受付期間

自昭和四十七年十月十六日
至 〃 十一月二日

受験資格

昭和二十四年四月二日（海上保安大学生は昭和二十七年四月二日）以降に生まれた男子で、高等学校卒業者または昭和四十八年三月までに高等学校卒業見込みの者。

試験日

昭和四十七年十二月二日三日

試験地

新潟市ほか

採用予定数

海上保安大学校学生約五〇名

海上保安学校学生

水路 約二〇名

燈台 約四〇名

航海、機関 約一〇〇名
通信、主計

受験手数料 無料

くわしいことは次のいずれかへお問い合わせください。

〒九五〇 新潟市万代二丁目

第九管区海上保安本部
電話（〇二五二）四四一四一五一

私たちの町は

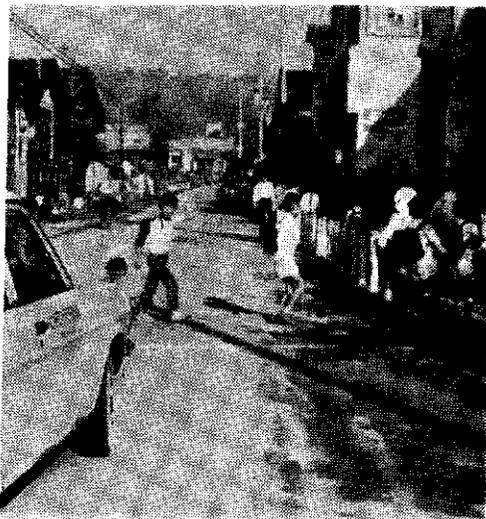
無事故でした

—秋の交通安全運動—

松代町ではこの期間中一件の事故もなく無事に終了いたしました。これも、みなさん「運転者」「歩行者」とともに、交通ルールを良く守った成果です。今後も事故のないよう一人ひとりが注意して、明るい生活を送りましょう。

この運動に出動されました方、ほんとうにご苦労さんでした。紙面でお礼申し上げます。

これからは雨の日が多くなり夜など舗装の路面がライトの光で黒くなり、運転者側から歩行者がみにくくなり危険です。歩行者の方は特に雨降りの夜は明るい色物を



写真

交通安全路上指導と道路横断の一コマ



(交通安全対策協議会)

着用し、目だつようにして交通事故にあわないようにいたしましょう。

運動期間中の県内の事故は、三四六件、死者一六人、傷者四二八人でした。

奴奈川中学校校舎火災にあたって

等をご報告いたします。

(町教育委員会)

去る三日午前六時二十分頃発生した奴奈川中学校の校舎火災にあたっては、みなさんをおさわがせし大変ご迷惑をおかけいたしました。授業は延焼をまぬがれました。屋内運動場、音楽室、技術室、図書室、物置等を利用して実施しております。

ここに、被害及びその後の状況

被害

校舎全焼 一、一二二㎡
被害推定額 約四千万円

授業

焼残った屋内運動場・技術室物置で授業を10月5日から再開。

◎普通教室

1 学年 二九名 図書室
2 学年 三七名 技術室
3 学年 四〇名 音楽室
各々1学級編成、(3学年については2学級「認可」のもの)を1学級にした)

◎管理室

1. 物置を改造して職員室とした。
2. 焼残りの美術室を改造して宿直室と物置にした。

◎一般管理備品

1. 生徒の机、椅子は残ったものと他校から転用し充足した。

◎教授用備品

1. 残った教具を使用し、不足の教具は他校から貸りたと協議し購入した。
2. その他必要な教具は学校と協議し購入した。

◎学用品

1. 焼失した生徒の学用品、教科書等については、援助の道を講ずる。

学校運営

1. 学校無人化により宿日直を廃止していたが、今回の事故で無人化はできなくなり、教師による宿日直を実施した。なお、土・日曜日には代行員を置く。
2. 給食は完全給食を廃し、当分の間牛乳のみとした。12月以降は牛乳が搬入できないので全面廃止とする。
3. その他必要な事項は、学校と協議して定める。

復旧計画

昭和48年度に考慮する。



(燃える校舎・正面玄関付近)

11月から開館時間が変わりますが、

!! あなたのおいでを

お待ちしております。!!

七月六日開設以来、いろいろとみなさんから利用いただきました総合センターは、十一月一日から来年の四月三十日まで、次のとおり使用時間が変わります。

なお、いま行なっております夜の定期行事（4チャンネルによるレコードコンサート・コーラス・民踊・ハーモニカバンド・卓球・ダンス・柔道教室）は、いままでどおり行ないます。

◎開館時間

1. 日曜日と土曜日の夜は使用できません。
2. 月曜日から金曜日までは、午前九時から午後四時三十分まで使用できます。
3. 土曜日は、午前九時から正午まで使用できます。
4. 前記2、3、のほかは、土曜日の午後・日曜日の昼間・月曜日から金曜日までの夜10時までは、申請があれば開館します。申請は10日ほど前に願います。

◎開館中の使用手続は従来と変わりません。

以上ですが参考までに7・8・9月の総合センター使用状況をお知らせします。



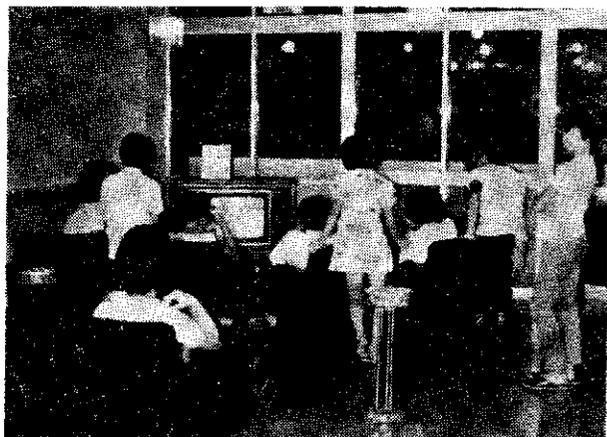
総合センター使用状況

月	延使用・回数 時間 人員	内					個人 その他
		行政	公民館・社会教育団体	公の団体	民間団体	個人	
7月	回数 78 時数 342 人員 5,089	21 129.5 2,523	20 54 885	10 38 378	16 77 616	11 43.5 687	
8月	回数 83 時数 303.5 人員 4,895	8 24 1,023	36 120 1,128	4 22.5 275	15 52.5 1,048	20 84.5 1,421	
9月	回数 46 時数 158.5 人員 1,882	18 84.5 1,355	19 39 307	2 7 17	5 20.5 138	2 7.5 65	
計	回数 207 時数 804 人員 11,866	47 238 4,901	75 213 2,320	16 67.5 670	36 150 1,802	33 135.5 2,173	

※ 使用回数・時数等は各室の使用を累計したものである。
数字は申請によるものであり、娯楽室図書室に自由出入した数は含まない。

図書貸出状況 (1冊1回の貸出期間は1週間とする)

月	分類 記号	総記 〇	哲学 1	歴史 2	社会科学 3	自然科学 4	工学 5	産業 6	芸術 7	語学 8	文学 9	合計
7月	冊数		2	5	5	2	2	1			179	196
8月	〃	3	1	3	3	3					89	102
9月	〃			2	1		2		1		111	117
計	〃	3	3	10	9	5	4	1	1		379	415



→ カラーテレビに見入る子供たち
↑ 憩いの老人クラブ
↓ 社交ダンス講習会
(松代青年クラブ)



同姓同名が多くて まったく困っています

都会では名前を呼ぶのに姓だけで用が足りません。郵便等も姓のみでも配達になります。

ところでこの松代町ではどうでしょう。か、とてもそんな訳にはゆきません。職場で「関谷」と言っても何人もいます。大字松代には関谷が百軒近くもあるのです。また部落中が一つの姓だったり、二つか三つの姓しかない部落がほとんどです。

そこで問題のでてくるのが同姓同名です。

例えば松代で鈴木幸子さんは四人います。関谷京子さんは三人います。それが皆十代、二十代の若い人ばかりです。

まったく郵便泣かせです。うっかりラブレター？でも誤配達しようものなら大変なことになります。その他同じ部落に同姓同名の二人三人は多くさんあります。

また、同姓同名でなくとも似かよった名前も多いのです。

関谷トシ、トシ子、利子、敏子や、トミ、トミ子、富子、それに鈴木ヨシ、ヨシ、よし子、好子、

芳子などいろいろあります。それが勝手に子がつかないのに子をつけたり、漢字をカナにしたり、機械化で最近では全部カタ仮名の宛名も多くなっています。ほんとうに困っています。

そして住所はたいい松代町松代としか書いてないのがほとんどです。それでいて誤配でもするとおしかりを受けます。

更に困るのは最近では、懸賞や、タイズ、景品などが盛んで、生れて間もない赤ちゃんや、小学校に入学しない子供にも郵便が来たりします。それも堂々と一人前のように(〇〇方などないのです)。

同じ部落に同姓同名がある人、未成年の人は、お願いですから次のことを必ず守ってください。(皆さんの自分自身のためなのです)

- ①できるだけ屋号を書く。
- ②世帯主の方名を書く。
- ③番地を書く。

この地方ではやはり屋号を書くのが一番わかり易いのです。それが具合が悪るい(カツコ悪るい)

「税金は」 みんなのために使われる (高田税務署)

わたくしたちが納めた税金は、道路や上下水道、学校などの整備、病気や貧困を防ぎ暮らしを豊かにしていくために使われていますが、昭和47年度予算の“税金1,000円当りのつかいみち”としてみると次のようになります。

国民の健康や生活を守るために、	175円
道路や住宅などの整備のために、	187〃
教育と科学技術の振興のために、	114〃
国土の防衛のために、	70〃
地方財政の援助のために、	204〃
国債の償還や利子の支払のために、	40〃
その他いろいろの国の施策をまかなうために、	210〃
合計	1,000円

なら世帯主名を書いてください。(番地は住居表示もはっきりしておりません。自分で自分の家の番地も知らない人が多いのです)

※特に中学、高校の生徒さんは必ず守ってください。結婚された、花嫁さんもお願ひします。

※年賀状は特に注意して、必ず書いて下さい。

※郵便受箱を設置して、番地と家族全員を書いてください。

※懸賞、タイズ、景品など応募のときは、差出人の住所氏名に屋号か世帯主名か番地を必ず書いてください。

——あて名にも、差出人にも郵便番号をお忘れなく——

文化祭は

十一月二日～三日です。会場は、松代小学校と総合センターです。あなたもぜひ観覧においで下さい。

あなたの寄稿を

お待ちしております。

この広報紙を充実させるため公民館ではあなたの寄稿をお待ちしております。どしどし投稿下さい

この広報まつたいは毎月二十五日に原稿を締切り翌月十日に毎月発行することになっております。

一、原稿の内容はどんなことでも結構です。

二、四〇〇字原稿用紙三枚程度にお願いします。

三、匿名で登載する場合は、その旨ご指示下さい。

四、原稿は松代町総合センター内広報まつたい係へ。

五、採用のものには薄謝を差上げます。

問答欄について

皆さんのお知りになりたい事について、この欄をおしてできる限りお知らせしたいと思います。どしどしお問合せ下さい。